

令和元年11月29日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 川田 高寛

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和元年10月分)について

令和元年10月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和元年１０月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては１～７のとおりです。

1 令和元年１０月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが３４件、平成３０年度が２６件、平成２９年度が１３件、平成２８年度が２件、平成２７年度が２件、平成２６年度以前が４０件、合計１１７件（市区町村において発生した１３件、委託業者等が発生させた１７件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な１０１件について、一覧で事象をお示ししています。

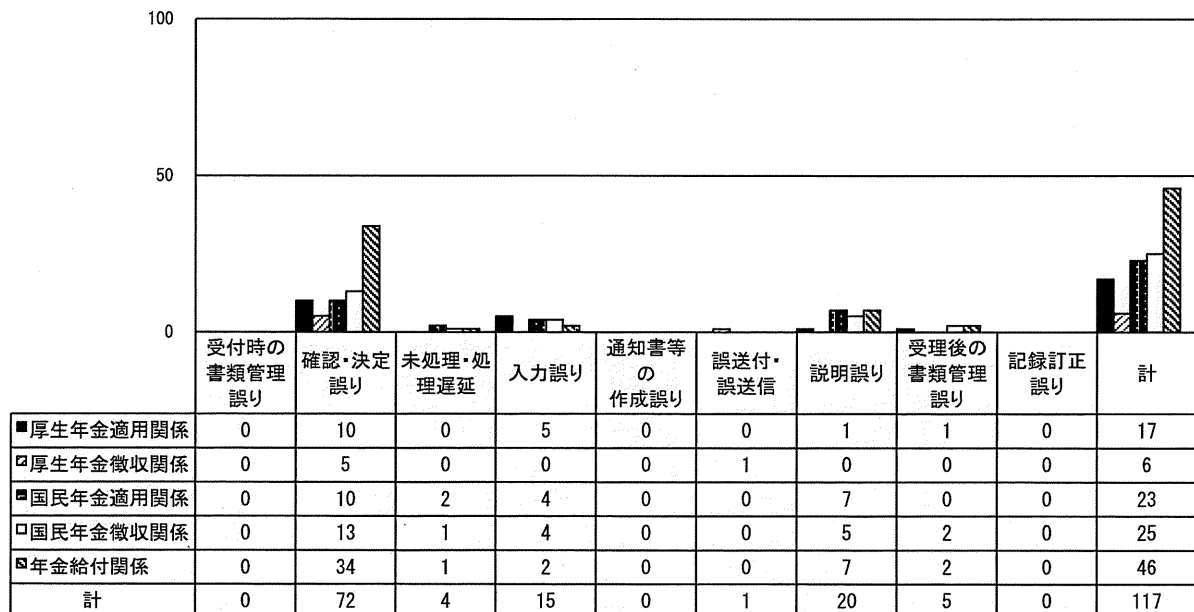
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	32(2)	2	0	1	0	0	1	4(1)	2	2(1)	13(5)	26(9)	117(30)
割合	27.4%	1.7%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.9%	3.4%	1.7%	1.7%	11.1%	22.2%	100.0%

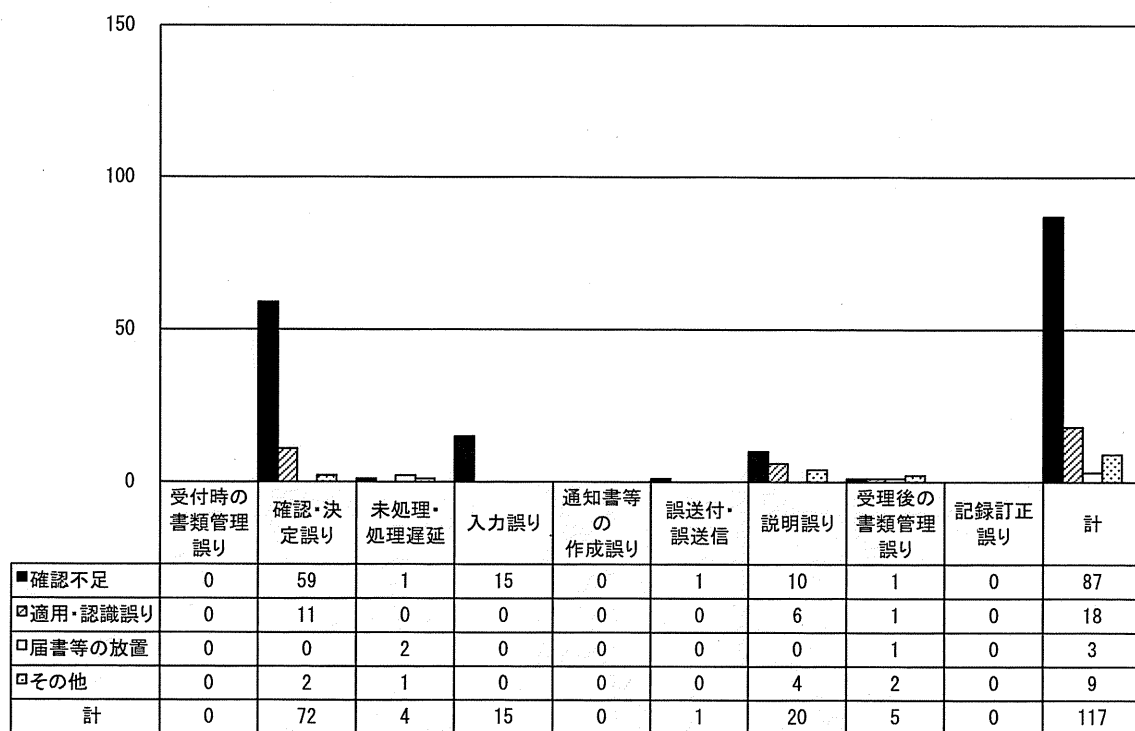
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

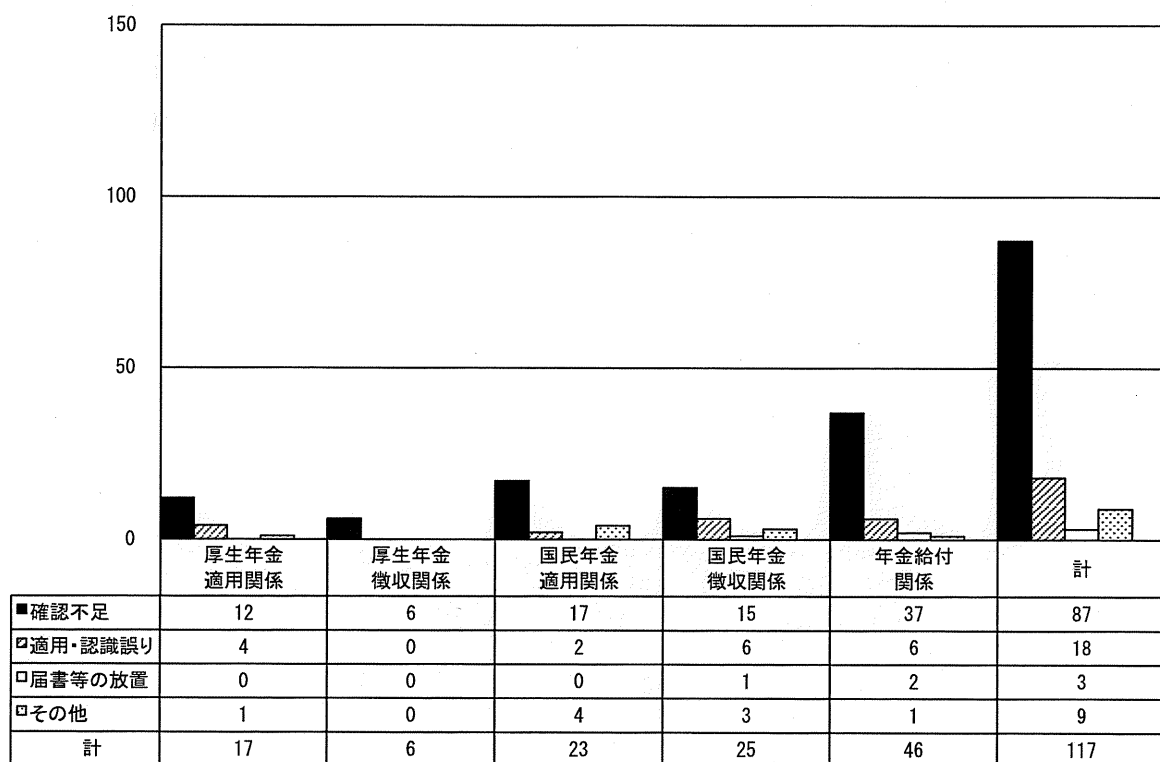
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



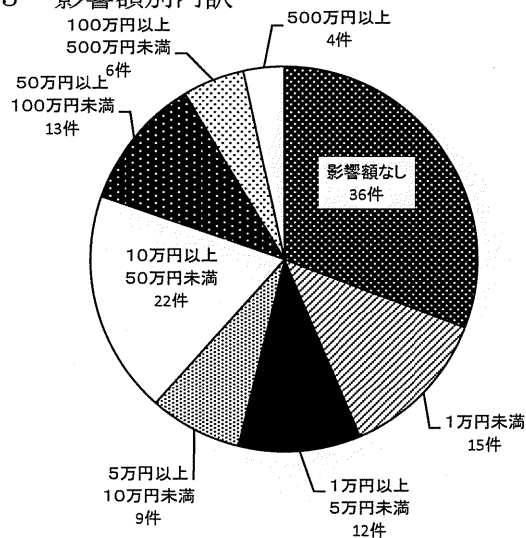
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

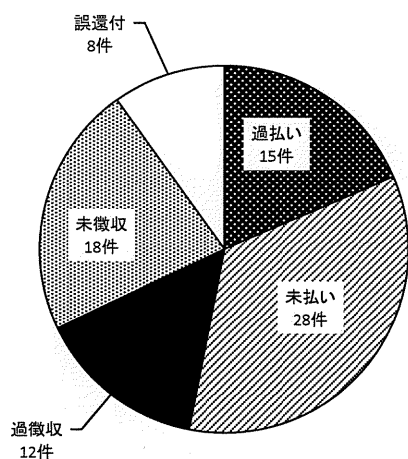


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		10	2	10	7	7	36
1万円未満		1	1	2	5	6	15
1万円以上 5万円未満		0	0	3	5	4	12
5万円以上 10万円未満		0	2	2	1	4	9
10万円以上 50万円未満		1	0	6	4	11	22
50万円以上 100万円未満		5	0	0	3	5	13
100万円以上 500万円未満		0	1	0	0	5	6
500万円以上		0	0	0	0	4	4
計		17	6	23	25	46	117

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	15件	7,040,655	469,377
未払い	28件	48,922,116	1,747,218
過徴収	12件	1,478,806	123,233
未徴収	18件	5,292,318	294,017
誤還付	8件	4,422,274	552,784
計	81件	67,156,169	829,088

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	62件	53.0%
外部	55件	47.0%
計	117件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和元年11月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	67件	3,159万円	105,274件	605.9億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	377件	8,543万円	783件	2.0億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	14件	2,340万円	1,580件	12.7億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	8万円	157件	2,667万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	0件	0円	88件	579万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	4件	3,755万円	6件	3,756万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	3件	112万円	177件	4,150万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	1件	2万円	239件	3,817万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	4件	385万円	16件	1,369万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	11件	60万円	1,425件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	17件	456万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	469件	2.9億円	945件	6.0億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	66件	272万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	2件	226万円	21件	4,401万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	2件	162万円	26件	1,662万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	26件	2.3億円	28件	2.4億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	73件	381万円	21,619件	12.9億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	129件	1,155万円	544件	6.2億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	4件	5,146万円	279件	10.9億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	1,749件	2,126万円	65,965件	11.6億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	26件	4,021万円	26件	4,021万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和元年10月分の事務処理誤り一覧(1～15ページ)

1. 厚生年金適用関係	 1P	整理番号 1～15
2. 厚生年金徴収関係	 3P	整理番号 16～21
3. 国民年金適用関係	 4P	整理番号 22～41
4. 国民年金徴収関係	 7P	整理番号 42～61
5. 年金給付関係	 10P	整理番号 62～101

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(16～18ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	大阪	市岡	2014年 11月11日	2017年 7月27日	○事務センターから連絡があり、資格取得届を処理する際に本人記録であることの確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			東京	東京広域 事務センター	2017年 12月1日	2019年 4月24日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届を処理する際に本人記録であることの確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 11月17日	2019年 8月19日	○内部点検において、資格喪失届を処理する際に喪失原因の確認が不足し、障害認定による後期高齢者医療の資格取得により、健康保険のみ資格喪失とすると、職権による厚生年金のみの資格取得処理を行わなかったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、資格喪失届処理時の障害認定の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	787,297
4	月額変更届の誤り	説明誤り	京都	京都西	2019年 7月12日	2019年 8月2日	○社会保険労務士から問合せがあり、月額変更届を受理する際の保険料額の確認が不足し、保険料の金額を誤って説明していることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料額の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1事業所	なし	0
5	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 9月19日	2019年 9月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届の提出の有無の確認が不足し、すでに算定基礎届を提出している事業所に対して、届出の催告状を送付していることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、催告状送付時の届書提出の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6			福岡	福岡広域 事務センター	2019年 8月16日	2019年 9月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届を処理する際に対象月の確認が不足し、誤った対象月で保険料計算を行ったため、誤った標準報酬月額決定通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の対象月の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7		入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 8月21日	2019年 7月23日	○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、誤った標準報酬月額が決定され、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、算定基礎届処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	951,320
8	賞与支払届の誤り	入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2018年 7月24日	2019年 9月9日	○内部点検において、賞与支払届を遡って処理する際に、資格喪失記録を取り消した場合、賞与支払届を処理した後に再度資格喪失記録の入力を行うべきところ、資格喪失記録の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	927,894

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	賞与支払届の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2019年 9月9日	2019年 9月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者において賞与支払届を処理する際に、賞与支払年月日の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●委託業者に対し、賞与支払年月日の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,506
10			京都	事務センター	2019年 8月1日	2019年 9月6日	○会計事務所から問合せがあり、委託業者において賞与支払届を処理する際に、賞与支払額の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が会計事務所及び事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●委託業者に対し、賞与支払額の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	504,575
11	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 1月15日	2019年 8月7日	○内部点検において、70歳以上被用者該当届を処理する際の確認不足により、誤った報酬月額で処理を行ったため、年金の調整が正しく行われず、過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過払い	691,687
12			福岡	福岡広域 事務センター	2019年 8月5日	2019年 8月26日	○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者該当届を処理する際の確認不足により、既に処理済の資格取得処理を再度入力したため、保険料が重複して計算され、誤った金額の納入告知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい金額の納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
13	厚生年金適用関係届書等の誤り	確認・決定誤り	島根	松江	2019年 4月11日	2019年 4月17日	○機構本部から連絡があり、賞与支払届等を処理する際の処理手順の確認が不足し、処理期限までに年金事務所へ処理が行えていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	13事業所	なし	0
14			長野	伊那	2019年 7月9日	2019年 9月5日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届等を処理する際の処理手順の確認が不足し、処理期限までに年金事務所へ処理が行えていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	12事業所	なし	0
15	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 10月2日	2019年 7月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者にかかる月額変更届について処理手順の確認不足により、年金事務所への回付処理を行わなかったため、年金事務所へ処理が行えず、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる届書について処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	366,487

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2019年 5月13日	2019年 7月31日	○内部点検において、二以上事業所勤務者の保険料計算時の確認不足により、本来1か月分の保険料調整を行うべきところ、誤って2か月分の保険料調整を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料計算時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	73,182
17			徳島	徳島南	2019年 7月25日	2019年 8月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、二以上事業所勤務者の保険料計算時の確認不足により、保険料の減額処理を行うべきところ、増額処理を行ったため、本来の保険料よりも高い金額の納入告知書を送付していることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、正しい保険料額の納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、保険料計算時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
18	保険料納入告知書の誤り	確認・決定誤り	大分	佐伯	2019年 9月10日	2019年 10月10日	○事業所から問合せがあり、保険料計算時の確認不足により、誤った金額で納入告知書を送付していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、保険料計算時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	8,463
19	厚生年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	東京	港	2019年 5月13日	2019年 7月8日	○社会保険労務士から問合せがあり、還付請求書を作成する際の還付対象期間の確認が不足し、誤った還付対象期間の還付請求書を送付したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、誤還付の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、還付請求書作成時の還付対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	2,959,459
20	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	静岡	静岡	2019年 7月29日	2019年 8月8日	○事業所から問合せがあり、納付勧奨を行う際の対象事業所の確認が不足し、誤って別の事業所に対し納付勧奨を行っていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付勧奨を行う際の対象事業所の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	99,760
21	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	帯広	2019年 9月27日	2019年 9月30日	○事業所から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他の事業所宛の配当計算書謄本を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した配当計算書謄本を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	2019年 3月22日	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金資格取得届を進達する際の確認が不足し、誤って別人の届書を進達したため、国民年金加入の処理が行われず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、届書進達時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	48,800
23		入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 9月3日	2019年 9月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の入力を誤り、誤った住所を登録していたため、別人宅へ納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
24	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	群馬	前橋	2018年 6月22日	2019年 4月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らし、前納保険料の期間を誤ったため、口座振替ができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	278,140
25			茨城	土浦	2014年 10月7日	2019年 9月13日	○機構本部から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	98,820
26			福岡	南福岡	2016年 4月8日	2019年 4月15日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	144,480
27			香川	善通寺	1965年 12月1日	2019年 2月25日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28			神奈川	相模原	1960年 10月1日	2019年 1月8日		1名	なし	0
29			香川	善通寺	1963年 10月4日	2019年 2月26日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	17,107

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
30	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	1979年 2月1日	2018年 4月26日	○事務センターから連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	9,585
31		説明誤り	熊本	熊本西	2016年 10月30日	2019年 3月1日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
32			富山	魚津	2017年 9月頃	2019年 5月17日	○市町村から連絡があり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
33			東京	池袋	2009年 10月頃	2017年 9月27日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	102,370
34			富山	魚津	2019年 1月頃	2019年 5月20日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
35			東京	池袋	1994年 10月28日	2019年 5月27日	○お客様から問合せがあり、海外転入時の手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
36			福島	平	2000年 4月30日	2019年 4月2日	○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転入時の手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
37	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松西	2018年 10月5日	2019年 3月14日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金被保険者記録を誤って訂正していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	41,900
38		入力誤り	東京	江戸川	2019年 1月21日	2019年 7月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格喪失処理をする際、資格喪失年月日の入力を誤ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	193,830

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
39	国民年金資格記録の誤り	入力誤り	長崎	長崎南	2017年 7月27日	2017年 10月26日	○担当部署で確認したところ、国民年金資格喪失処理を行う際に、資格喪失年月日の入力を誤ったため、保険料を誤って還付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	60,480
40	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 3月16日	2019年 9月13日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために、進捗管理ができず、国民年金第3号被保険者関係届の処理が遅れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに、経過管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
41			大分	別府	2014年 1月頃	2019年 9月18日	○内部点検により、お客様から提出のあった国民年金種別変更届が書類の管理不足のため、未処理となり、第1号被保険者への種別変更が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,568

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	福岡	小倉北	2018年 4月5日	2019年 4月17日	○機構本部から連絡があり、国民年金保険料追納納付書について、使用期限の確認が不足し、誤った使用期限により作成された追納納付書を交付したため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料について収納の処理を行いました。 ●担当部署において、追納納付書発行時の使用期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	30,520
43			愛知	熱田	2019年 4月19日	2019年 7月8日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、保険料が未徴収となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,280
44	国民年金免除・納付猶予 申請書の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域 事務センター	2017年 10月31日	2019年 5月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の配偶者所得の確認不足により、全額免除に該当しないにもかかわらず、誤って全額免除を承認したため、保険料が未徴収となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の配偶者所得の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	566,740
45	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	1986年 9月1日	2019年 6月17日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	150,400
46			東京	武蔵野	2006年 8月頃	2019年 7月23日	○担当部署で確認したところ、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47			神奈川	高津	2015年 2月2日	2019年 4月19日	○担当部署で確認したところ、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	980,000
48	国民年金保険料学生 納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 5月2日	2018年 9月20日	○市町村から連絡があり、市町村において、国民年金保険料学生納付特例申請書を進達する際、基礎年金番号の確認が不足し、別人の基礎年金番号で進達されたため、誤って納付済の保険料を還付していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●市町村に対して、国民年金保険料学生納付特例申請書を進達する際の、基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	32,680

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
49	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松西	2018年 5月8日	2019年 5月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書进行处理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、提出済みのため処理不要と判断したため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,440
50			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 4月9日	2019年 6月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書进行处理する際の確認が不足し、処理手順を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	4,670
51			広島	広島広域 事務センター	2019年 5月7日	2019年 5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書进行处理する際の確認が不足し、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	603,090
52		入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 5月7日	2019年 7月19日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書进行处理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	33,620
53			東京	東京広域 事務センター	2019年 3月27日	2019年 5月29日	○担当部署で確認したところ、委託業者において国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書进行处理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	192,790
54		説明誤り	和歌山	和歌山東	2019年 2月28日	2019年 6月13日	○委託業者から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出締切日の確認が不足し、締切日までに年金事務所への提出を案内しなかったため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者に対して、口座振替納付申出書の受理時の締切日の確認を徹底し、必要な案内をするよう指導しました。	2名	未徴収	221,480
55	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	品川	2019年 4月8日	2019年 4月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を作成する際、納付書作成期間の確認が不足し、誤った期間の納付書を送付したため、保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	187,460

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
56	国民年金保険料還付請求書の誤り	入力誤り	岡山	岡山広域事務センター	2019年 6月18日	2019年 7月25日	○担当部署で確認したところ、委託業者において国民年金保険料還付請求書を処理をする際の確認が不足し、金融機関コードを誤って入力したため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	97,340
57	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2018年 12月25日	2019年 3月19日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の差押解除処理をする際の差押解除年月日の確認不足により、誤った差押解除年月日で処理を行ったため、本来発生しない延滞金の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、差押解除時の差押解除年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
58			埼玉	春日部	2019年 6月19日	2019年 6月27日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の差押処理をする際、延滞金の確認不足により、誤った金額の延滞金を領収していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	400
59	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	港北	2017年 7月3日	2019年 5月28日	○市町村から連絡があり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の進捗漏れが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
60		受理後の書類管理誤り	東京	東京広域事務センター	2019年 6月21日	2019年 7月24日	○担当部署で確認したところ、委託業者において書類の管理不足により、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の所在が不明となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理不要としました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
61			東京	東京広域事務センター	2018年 12月17日	2019年 4月4日	○お客様から問合せがあり、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の所在が不明となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
62	老齢年金の受給要件等の誤り 老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1990年 1月1日	2019年 6月28日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、受給権発生年月日を誤り通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	929,994
63			茨城	下館	1998年 3月12日	2018年 9月19日	○お客様から問合せがあり、生年月日の確認不足により、生年月日を誤って登録したことから、本来新法の老齢年金を決定すべきところ、誤って旧法の通算老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	438,178
64		説明誤り	東京	足立	2017年 12月5日	2018年 6月11日	○機構本部から連絡があり、年金相談時の確認不足から、障害年金を受給中であることから老齢年金の障害者特例の請求ができるにもかかわらず、障害者特例の請求ができることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には障害者特例に該当するかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,263,171
65		確認・決定誤り	新潟	六日町	1996年 2月8日	2018年 10月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,347
66			大阪	守口	1989年 3月5日	2019年 4月16日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	224,438
67			大阪	玉出	2015年 7月16日	2019年 1月11日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	54,128
68			沖縄	コザ	1993年 9月24日	2018年 11月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の登録を誤ったため、特別支給の老齢厚生年金・老齢基礎年金・老齢厚生年金を決定すべきところ、老齢厚生年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,717,892

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
69	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	富山	富山	1986年 12月19日	2019年 6月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間)とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	25,987
70		入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 7月5日	2019年 7月25日	○お客様から問合せがあり、入力時の確認不足から、委託業者が、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず、厚生年金被保険者期間を年金決定時に不要とする入力を行い、老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	689,520
71	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2019年 4月頃	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、老齢年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	99,679
72		説明誤り	北海道	札幌北	2019年 2月12日	2019年 4月19日	○お客様から問合せがあり、お客様の意向の確認不足から、お客様が老齢基礎年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、委託社会保険労務士が老齢基礎年金の繰下げ請求書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	534,344
73	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎北	1989年 1月頃	2018年 6月14日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、短期要件の遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
74			香川	高松広域 事務センター	2017年 4月6日	2019年 7月3日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、加算すべき寡婦加算を加算せずに遺族厚生年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	195,034
75	障害年金の受給要件 等の誤り	説明誤り	京都	京都南	2019年 8月23日	2019年 10月4日	○障害年金請求時の記録確認により、前回の年金相談の際に、受給要件の確認不足から、初診日が65歳到達以降であるため、障害基礎年金を請求できない方に対し、委託社会保険労務士が障害年金請求の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
76	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	2004年 12月31日	2018年 5月23日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者情報の確認不足から、配偶者の生年月日の登録を誤ったため、配偶者の65歳到達まで支給される加給年金が本来より早く支給終了となったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には配偶者の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,716
77	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2009年 1月6日	2017年 10月30日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	145,087
78			島根	出雲	2006年 7月頃	2019年 2月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定後に月額変更届・算定基礎届の提出があり処理が行われたことから、年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に月額変更届等が処理された場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	207,319
79			茨城	土浦	2006年 7月20日	2019年 1月23日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、船員保険被保険者記録の一部を誤った状態で年金の再裁定を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	27,451
80			愛媛	今治	1985年 7月31日	2018年 8月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の解散に伴い老齢年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、厚生年金基金の解散時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	259,438
81			滋賀	大津	2007年 8月頃	2017年 11月6日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、年金決定後に受給権発生前の期間の賞与が登録されたにもかかわらず、年金の再裁定を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に賞与支払届が処理された場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,681

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
82	再裁定の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	1978年 3月15日	2017年 6月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を漏らしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,923,589
83	年金選択の誤り	確認・決定誤り	東京	池袋	2018年 6月26日	2018年 10月24日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が厚生年金基金の支給状況を考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理が行われたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	474,898
84			富山	魚津	1991年 10月9日	2018年 8月17日	○年金相談時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、年金選択の対象となる年金を受給していないにもかかわらず、老齢厚生年金を支給停止したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択処理時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	288,163
85			神奈川	港北	2014年 9月16日	2018年 2月22日	○お客様から問合せがあり、労災保険の支給状況の確認不足から、労災保険を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、労災保険を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	34,009
86			東京	足立	1989年 11月20日	2018年 8月10日	○機構本部から連絡があり、年金選択処理時の確認不足から、旧厚生年金保険法の遺族年金と老齢年金を受給している方の選択処理を誤り、支給停止額が変更となる時期を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	81
87			香川	善通寺	2002年 10月1日	2019年 4月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金から老齢基礎年金へ年金選択の変更を行う際に同時に振替加算の支給停止解除を行うべきところ、振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,223,086
88		説明誤り	兵庫	加古川	2018年 2月21日	2018年 7月11日	○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、お客様に有利となる年金選択の方法を誤って説明し結果としてお客様に不利となる年金選択方法で年金選択申出書を受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,818,914

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
89	死亡届の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	2019年 3月26日	2019年 6月4日	○お客様から問合せがあり、死亡届の記載内容の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の基礎年金番号で死亡届を受付し処理を行ったため、他のお客様の年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	未払い	139,649
90	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	1968年 5月9日	2018年 12月5日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,540
91			静岡	沼津	1969年 12月24日	2019年 6月7日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	217
92	年金決定時の住所登録の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2019年 8月20日	2019年 10月16日	○お客様から問合せがあり、入力内容の確認不足から、委託業者が年金請求書の処理時に住所の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った住所が記載された年金証書を回収し、正しい住所を記載した年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
93	年金の支払保留の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2018年 11月8日	2019年 5月31日	○機構本部から連絡があり、年金相談時の確認不足から、お亡くなりになった方の口座へ年金が振り込まれないように、年金の支払いを保留する処理を行う必要があったにもかかわらず、保留処理を行わなかったため、お亡くなりになった方の口座へ年金が振り込まれていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金支払状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
94	寡婦年金の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	2007年 2月8日	2017年 4月27日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、寡婦年金決定後に収録された保険料納付記録が寡婦年金の計算の対象から漏れたままとなっており、正しい年金額で年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、寡婦年金は支給停止中のため、未払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
95	老齢年金額の補正誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム開発部	2019年 10月9日	2019年 11月6日	○担当部署において確認したところ、補正作業時の確認不足から、年金の支払い作業時に補正処理が必要な方に対し、年金を支給停止するための登録を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、補正作業が必要な場合は、補正内容の確認を徹底するよう周知しました。	40名	過払い	92,747

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
96	死亡一時金の誤り	説明誤り	東京	武蔵野	2018年 3月29日	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、寡婦年金を請求しても遺族厚生年金との選択となり寡婦年金が支給停止となる方に対し、死亡一時金の請求を案内せず寡婦年金の請求書を受付したため、死亡一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。寡婦年金を取消した上で死亡一時金を決定し、お客様に死亡一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	145,000
97	配偶者情報の登録誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	1996年 12月26日	2018年 9月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者情報の確認不足から、年金決定時に誤って別人の基礎年金番号を配偶者として登録したため、老齢基礎年金の加算が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に配偶者情報の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,746,662
98	時効特例給付の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 8月10日	2019年 1月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録が判明したため年金の再裁定を行う際、時効特例給付及び遅延特別加算金の支払いを行うべきところ行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、時効特例給付の取扱いについて再確認しました。	1名	未払い	613,342
99	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	北海道	小樽	2017年 10月2日	2019年 9月19日	○お客様から問合せがあり、書類の管理不足から、市区町村が老齢年金請求書を未処理のまま保管し年金事務所へ送付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	92,572
100		受理後の書類管理誤り	大阪	東大阪	2019年 7月10日	2019年 7月12日	○年金相談センターから連絡があり、書類の管理不足から、年金相談センターにおいて未支給年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、未支給年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●年金相談センターにおいて、書類の保管を適切に行うよう周知しました。	1名	なし	0
101			京都	事務センター	2019年 8月20日	2019年 8月20日	○委託業者から報告があり、書類の管理不足から、委託業者が管理する死亡一時金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、死亡一時金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)（「三共済」）についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。